会計	繰越	検算	転記		
㊀	㊀	㊁	㊂㊃		

（その１）

収支報告書

令和元 年分
（ 開催分）

（ふりがな） さとうゆかりけいざいけんきゅうかい

1 政治団体の名称 佐藤ゆかり経済研究会

2 主たる事務所の所在地 大阪府枚方市宮之阪１－２３－１２ １Ａ

3 代表者の氏名 （姓）山根 （名）裕治

4 会計責任者の氏名 （姓）田中 （名）督人

事務担当者の氏名
（姓）松元 （名）由香里
（電話）03-3508-7625
（電話）
（電話）

受付
2.7.16
収支公開室
第 号

受付
令2年6-1
大阪府選挙管理委員会

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名 （姓） （名）

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 （姓）佐藤 （名）ゆかり
公職の種類（現職・候補者の別） 衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目） （姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目） （姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

2383

102060

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	0
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　26日

政治団体の名称　佐藤ゆかり経済研究会

会計責任者の氏名　田中　　督人　　印

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和２年 ５月26 日

佐藤ゆかり経済研究会
代 表　山 根　裕 治 殿

登録政治資金監査人　竹田剛志 印
登録番号 604 号
研修修了年月日　平成 21 年 1 月 29 日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法(以下「法」という。)の第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、佐藤ゆかり経済研究会の平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの法 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断したため、東京都千代田区永田町２－１－２衆議院第二議員会館 815 号室　において行った。

2　監査の結果

私が行った政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、佐藤ゆかり経済研究会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

（2） 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3　業務制限

佐藤ゆかり経済研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、佐藤ゆかり経済研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上